

Aichi Labour Standards Public

エー・アール・ケイ マンスリー

2021 July

# ARK

# 7

vol.550

Interest Incorporated Association

公益社団法人愛知労働基準協会

## CONTENTS

1-2 ・ 第10回定時会員総会・第51回理事会 開催報告

7-8 ・ 有害物ばく露防止対策補助金のご案内

3 ・ 当協会の役員について

9 ・ 災害発生状況  
・ 改正育児・介護休業法について

4 ・ 令和3年度 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功勞者に対する厚生労働大臣・愛知労働局長表彰

10 ・ 最近の労働法改正を分かり易く学ぶ無料セミナー  
名古屋市公会堂で開催

5-6 ・ 令和3年度全国安全週間実施要綱

11 ・ 技能講習等講習会予定表

# 第10回定時会員総会・第51回理事会 開催報告

当協会は、6月2日（水）に名鉄グランドホテルで、オンラインによるライブ配信を併用し標記総会を開催しました。

定時会員総会では、「2020年度事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等」、「役員選任」、「常勤役員の報酬」および「第82回（2023年度）全国産業安全衛生大会等愛知開催への協力」を上程し、いずれも承認可決されました。

総会終了後に、愛知労働局長 伊藤 正史 氏より「令和3年度愛知労働局の行政運営方針と現下の課題・そして未来へ」と題したご講演をいただきました。

また、同日、第51回理事会において、「副会長および部会長・副部会長選定」を上程し、いずれも理事全員で可決されました。



## 1 開会挨拶

公益社団法人愛知労働基準協会

会長 西村 司

本日は、お忙しい中、ご出席いただき、また、会員の皆さまにも、リモートによりご参加いただきまして、感謝申し上げます。

さて、会長に就任したのは1年前のことで、この1年間を振り返りますと、昨年が一番のメインイベントである愛知産業安全衛生大会が残念ながら中止となり、一部セミナーも中止となりました。また、受講者数の多い各種講習会も5月、6月は中止せざるを得ず、当協会の1年間の活動としては、残念な結果となりました。

しかし、6月以降、関係者の皆さまのご努力により、しっかりと各種感染予防対策を講じて、再開することができ、感謝申し上げます。今後、一刻も早くワクチン接種が普及し、少なくとも今の倍くらいの状態で活動できることを祈念し、開会の挨拶とさせていただきます。

## 2 議事

「2020年度事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等」（第1号議案）、「役員選任」（第2号議案）、「常勤役員の報酬」（第3号議案）および「第82回（2023年度）全国産業安全衛生大会等愛知開催への協力」（第4号議案）を上程し、いずれも承認可決されました。併せて、「2021年度事業計画および収支予算」を報告しました。

## 3 講演

愛知労働局長 伊藤 正史 氏

「令和3年度愛知労働局の行政運営方針と現下の課題・そして未来へ」



日頃から、労働行政とりわけ働き方改革を通じたすべての方が生き生きと働き続けることができる職場環境の整備・向上、また、労働災害防止などを通じた働く方の安全、健康の確保をはじめとする労働行政の重要課題、目指すところを共有し、日頃から研修、講習、広報など様々な取組を通じ、会員への浸透を図り、実践していただいていることをお礼申し上げます。

本日は、労働安全衛生や労働条件の向上など労働基準協会が中心的に取り組んでいます課題の最新の状況に触れて、より幅広いテーマで直近の行政課題、近未来の課題、当然予想される課題、想定される課題に触れさせていただきます。

### (1) 行政運営方針～最重点課題4本柱～

当面、取り組むべき最重点課題を行政運営方針という形で、外部的には労働局の公約、内部的にはPDCAの基盤として位置付け、①新型コロナウイルス感染症拡大に対する労働行政推進上の課題と対策、②ウイズコロナ時代による労働環境の整備に関する課題と対策、③多様な人材の活躍促進に関する課題と対策、④労働災害防止に関する課題と対策を4本柱としている。特に新型コロナウイルス感染症に対応した労働行政の取組として、雇用確保、職場内の感染防止、離職を余儀なくされた方の再就職促進を緊急対策として、感染状況に応じ機動的に取り組む。

### (2) 労働災害防止の取組強化

労働災害による死傷者数は、令和2年に増加に転じ、令和3年に入ってから1月～3月は増加傾向にある。コロナ感染者も含まれる特殊要因はあるが、厳しい状況にある。典型的な事故の型以外の災害、重点業種以外の業種での災害、高齢労働者の災害等いくつかの要因が輻輳する中での災害増加である。

この中で、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止は、現下の最大のリスク・脅威から守ること、企業体の事業運営の確保、社会全体の感染防止の3つの切り口の観点から、最重点に取り組んでいる。代表的な業種団体により業態別に押さえたガイドラインが改訂・公表されており、厚生労働省においても業種・共通的なガイドラインとして、「取組の5つのポイント」、実践例を示している。また、職域のワクチン接種についても、情報収集しているところである。

第94回全国安全週間が6月1日から30日を準備期間として、7月1日から7日の間、全国で展開され、エイジ

フレンドリーガイドライン、熱中症対策等が重点的な取組となる。また、愛知労働局においては、6月1日から、安全衛生水準向上に向けた経営トップのご理解、ご協力を期するための中心的運動として、「リスクアセスメント推進事業場宣言」を実施する。リスクアセスメントの理念と具体的な取組にご協力いただければと思う。

### (3) 改正高年齢者雇用安定法

就業構造の中で、エイジフレンドリーガイドラインの普及と、改正高年齢者雇用安定法による就業促進と労働環境整備をパッケージ型で推進したい。社会保障、人材確保、長期化する職業人生・能力発揮の3つの観点から進める政策を法制化したものである。高年齢者就業確保措置として、70歳までの就業機会を確保する内容で、雇用形態、それ以外の就労形態も含め、就業の機会や環境整備を努力義務とするものである。

### (4) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

パートタイム・有期雇用労働法が、大企業は令和2年4月1日に、中小企業は令和3年4月1日に施行された。「公正な待遇の確保」は、裏返せば、「正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差・差別的な取り扱いの禁止」である。あらゆる待遇について、職務内容等に応じて設定することで不合理な差をなくす。例えば、諸手当であれば、就業規則などに定められた手当の目的に応じて、正社員、パートタイム労働者等に対する支給基準が定められていることが求められる。

また、手続きの点では、労働者から待遇等の相違について説明を求められた場合には説明する義務がある。中身と手続きの両方での規制がかかっている。公正な待遇の確保は、企業の経営上、避けて通ることのできない課題で、法施行に合わせて棚卸的に賃金制度等を点検することは難しいことであるが、人事管理制度をより強固なものにしていく上で、非常に重要性のあるプロセスであると考えている。技術的には労働局雇用環境・均等部が対応させていただく。

### (5) 雇用情勢、雇用支援策

愛知県の新規求人倍率は、昨年12月以降、ようやく2.0倍を取り戻した。有効求人倍率は、昨年12月に初めて1.0倍を下回ったが、現在は1.0倍を回復した。求職サイド、求人サイドで、緩やかであるが改善傾向が見られるが、①2年前の水準に戻っていない、②K字型と言われるように求人の動きに関して業種ごとの生産経済活動の格差が拡大、③コロナ禍自体の不透明性による経済活動、雇用情勢の不透明に留意する必要がある。

この中で雇用対策の一つとしてとして、企業内での雇用維持を図るため、その支援の中心的な仕組みが雇用調整助成金である。愛知県での直近の申請件数は、労働行政が始まって以来の大きな規模で約25万件、約2500億円が支給されており、特例措置は7月まで延長されることになっている。

また、個々の企業内だけでなく、企業間、産業間の労働移動についても政策的対応を広げていかなければならない。現在、離職を余儀なくされた方や不安定な雇用状態にある方の公的職業訓練を通じてスキルアップした安定的な求職活動、人材育成に取り組んでいる。求職者支援制度、これは公的職業訓練と訓練期間中の生活費相当の給付金をペアとした仕組みで、コロナ禍の下、給付金等の要件を緩和して、取組の拡充を図りながら活用促進を図っている。

### (6) コロナ禍での新たな働き方の推進

こうした、個人単位の取組に加え、産業、企業単位での失業なき労働移動支援も重要な課題となっている。現在、中心的に進めている在籍型出向の支援で、一時的に労働力余剰が発生している業種企業と不足が発生している業種企業とのB to B型のマッチングで、愛知県は全国的にも一番多く活用していると思っている。この中で、出向元・先が出向契約に基づく労働基準法上の使用者責任を分担することになるので、まずは出向契約の中で責任を明確にすることに留意いただきたい。

この在籍出向の支援策として、一つは経済的支援としての産業雇用安定助成金で、出向元・先に対する賃金をはじめとする諸経費の助成を労働局が行い、マッチング支援として、産業雇用安定センター愛知事務所が行う。

この取組を進めるに当たっては、国、自治体、経済界、労働組合の理解を得ることが不可欠で、取組の推進プラットフォームの会議は幅広い機関の参集を求めたものとなっており、先般、愛知労働局、愛知県と共催している。県知事、総理補佐官も強く問題意識を持っている。

現下のコロナ禍での新たな働き方として、副業・兼業があり、労働法制の立場からは、労働時間が通算されることに留意する必要がある。テレワークについては、労使双方のメリットがある一方で、労働時間管理の技術的な難しさ、成果評価の難しさ、メンタルヘルス不調のマネジメント等のいくつかの課題をかかえた働き方であると自覚している。この意義と課題を踏まえて、二つの支援策に取り組んでいる。

一つは良質な、すなわち生産性の向上と労働環境の一定水準の確保に向けたテレワークを導入・実施するための中小事業主に対するハード・ソフト面の人材確保等支援助成金である。二つ目は、導入、実施の推進のためのガイドラインの改定であり、労働時間管理、人事評価制度、メンタルヘルス対策等の労務管理上の留意点を示している。

### (7) 今後の労働施策の展望

経済財政諮問会議、成長戦略会議の直近の議論に示される労働行政にかかわる課題で、いくつかの特徴的な概念を申し上げると、一つには、働き方改革フェーズIIという概念が計上されている。今後の人事制度の在り方が、徐々にあるが、いわゆるメンバーシップ型からジョブ型に移行していくが見込まれる。職務に対応、重視した人事制度や複線型キャリアパスをはじめより多様な働き方にも対応した働き方改革とし、労働法制もより柔軟な方向に見直しが必要とされている。

また、カーボンニュートラル、デジタル化等の成長分野をはじめとする産業構造の変化に対応した人材育成を進めていく必要があり、成長シフトに向けた再教育が求められる。公的職業訓練や在職中の教育の受講、教育訓練給付制度などの抜本拡充が既に議論としては出ている。成長分野を支える人材の育成と成長分野に人材が円滑にシフトする労働市場の機能強化やセイフティーネットが、労働行政だけでなく府省の幅広い一体的な行政分野の対応が必要となってくる。

近々、より具体的な方向性が示され、制度案件はおそらく年後半に徐々に労働政策審議会での審議に移っていく。

最後に、働くことにかかわる課題や率直なご意見をいただき、今後の行政運営に反映させていく。

## 当協会の役員について

役員任期は2年で、第10回定時会員総会（2021年6月2日）において6名の新役員選任を承認いただき、その後の第51回理事会（同日）、さらに臨時会員総会（6月30日）を経て、以下の体制となりました。

（敬称略）

役職	部会長 / 副部会長等	氏名	所属・役職（2021年6月30日現在）		
会 長 （代表理事）	-	西 村 司	大同特殊鋼株式会社 代表取締役副社長執行役員	重任	
	副会長	小 笠 原 剛	株式会社三菱UFJ銀行 顧問	重任	
副会長	賃金・時間部会長	古 田 真 二	中部電力株式会社 専務執行役員	重任	
	労災部会長	岡 田 政 道	豊田労働基準協会 会長 トヨタ自動車株式会社 執行役員 生産本部本部長 工場統括	重任	
	安全部会長	山 碓 聡 志	東邦ガス株式会社 常務執行役員	新任	
	総務部会長	吉 川 拓 雄	名古屋鉄道株式会社 取締役常務執行役員	新任	
	健康部会長	守 山 忠 男	公益社団法人愛知労働基準協会 事務局長	重任	
専務理事	事務局長	守 山 忠 男	公益社団法人愛知労働基準協会 事務局長	重任	
理 事	-	長谷川 正己	愛知県中小企業団体中央会 会長	重任	
	-	大 島 卓	愛知県経営者協会 会長	新任	
	賃金・時間部会 副部会長	山 本 光 子	一般社団法人名北労働基準協会 理事 パーソルテンプスタッフ株式会社 相談役	重任	
	総務部会 副部会長	山 田 忠 明	名古屋東労働基準協会 会長 日本ガイシ株式会社 常務執行役員 人材統括部長 総務部担当	重任	
	安全部会 副部会長	石 井 浩	一般社団法人名古屋南労働基準協会 会長 三井化学株式会社 理事 名古屋工場長	新任	
	健康部会 副部会長	川 村 淳 一	豊橋労働基準協会 会長 オーエスジー株式会社 人事総務部長 兼 経理部長	重任	
	賃金・時間部会 副部会長	舟 橋 正 剛	名古屋西労働基準協会 会長 シヤチハタ株式会社 代表取締役社長	新任	
	健康部会 副部会長	上 野 正 彦	岡崎労働基準協会 会長 岡崎信用金庫 副理事長	重任	
	健康部会 副部会長	大 森 輝 英	一宮労働基準協会 会長 大森石油株式会社 代表取締役社長	重任	
	安全部会 副部会長	佐 藤 丈 弘	一般社団法人半田労働基準協会 会長 株式会社ジャパンディスプレイ 東浦工場長	重任	
	安全部会 副部会長	鶴 見 昌 幸	一般社団法人刈谷労働基準協会 会長 株式会社アイシン 執行幹部	新任	
	労災部会 副部会長	米 林 毅	瀬戸労働基準協会 会長 河村電器産業株式会社 常務執行役員（管理統括担当）	重任	
	労災部会 副部会長	伊 藤 彰 彦	津島労働基準協会 会長 伊藤鉄工株式会社 代表取締役	重任	
	総務部会 副部会長	佐々木 利行	江南労働基準協会 会長 大同メタル工業株式会社 取締役兼専務執行役員	重任	
	賃金・時間部会 副部会長	榊 原 利 夫	西尾労働基準協会 会長 榊原精器株式会社 代表取締役会長	重任	
	教育事業部長	中 西 弘 毅	公益社団法人愛知労働基準協会 教育事業部長	新任	
	監 事	-	夫 馬 裕 子	株式会社ノリタケカンパニーリミテド 取締役執行役員経営管理本部長	重任
		-	菅 野 英 嗣	三菱重工業株式会社 名古屋航空宇宙システム製作所 所長代理	重任

# 令和3年度 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する 厚生労働大臣・愛知労働局長表彰

愛知労働局

## < I 厚生労働大臣賞 >

### 1 厚生労働大臣 優良賞（2事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で14事業場が受賞されました。

※7月1日に東京で執り行われる中央表彰式にて表彰状が授与されます。

#### ○株式会社大林組

学校法人藤田学園岡崎医療センター新築工事 (岡崎市針崎町五反田1番地)

#### ○株式会社竹中工務店 名古屋支店

名古屋テレビ塔全体改修工事 (名古屋市中区錦三丁目6番15号)

### 2 厚生労働大臣 奨励賞（1事業場）

本賞は、安全衛生に関する水準が優秀で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場又は企業に授与されるものです。全国で12事業場が受賞されました。

※愛知で執り行う表彰式で、愛知労働局長による伝達式を行います。

#### ○株式会社ジャパンディスプレイ 東浦工場

(知多郡東浦町大字緒川字上舟木50番地)

## < II 愛知労働局長賞 >

### 1 愛知労働局長 優良賞（2事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものです。

#### ○ジェイアール東海建設・奥村組共同企業体

東海道本線山崎川B改築ほか工事 (名古屋市南区戸部下地内)

#### ○株式会社ユニカ

(清須市西田中蓮池170番地)

### 2 愛知労働局長 奨励賞（4事業場）

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範と認められる事業場又は企業に授与されるものです。

#### ○稲菱テクニカ株式会社 梅須賀工場

(稲沢市梅須賀町1382番地)

#### ○株式会社協豊製作所 小原工場

(豊田市永太郎町暖添338番地)

#### ○ナルコ株式会社 本社・猿投工場

(豊田市亀首町金山裏18番地)

#### ○株式会社ニノミヤ

(西尾市横手町川東新田17番地1)

### 3 愛知労働局長 安全衛生推進賞（3名）

本賞は、地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものです。

#### ○東猴 周司

(元建設業労働災害防止協会愛知県支部 安全指導者)

#### ○堀田 重尚

(元愛知労働局安全衛生労使専門委員)

#### ○村瀬 誠

(元建設業労働災害防止協会愛知県支部 安全指導者)

# 令和3年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和2年の労働災害による死亡者数は3年連続で過去最少となる見込みである。

一方、休業4日以上労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成14年以降で最多となる見込みである。

このような状況において労働災害を減少させるためには、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していく必要がある。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

### 持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

## 2 期間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請等に従う。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。

- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。実施にあたっては、マスク着用、手指消毒、いわゆる「3つの密」を避けるようにする等、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な感染防止対策を徹底することはもとより、各自治体等の要請や業界団体が作成する「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に従う。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
  - ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
  - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
  - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
  - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
  - ① 安全衛生活動の推進
    - ア 安全衛生管理体制の確立
      - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
      - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
      - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
      - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
    - イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
      - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
      - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
      - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
      - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
    - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
      - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
      - (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - エ リスクアセスメントの実施
      - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
      - (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメ

- ント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
- オ その他の取組
- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- (ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- ウ 建設業における労働災害防止対策
- (ア) 一般的事項
- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 自然災害からの復旧・復興工事の労働災害防止対策
- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- エ 製造業における労働災害防止対策
- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (ウ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- オ 林業の労働災害防止対策
- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- (ア) 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
- (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
- イ 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)
- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
- ウ 交通労働災害防止対策
- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- エ 熱中症予防対策(STOP!熱中症クールワークキャンペーン)
- (ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
- (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
- (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
- (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

屋内作業場において金属アーク溶接等作業を実施する中小企業事業主の皆さまへ

# 有害物ばく露防止対策補助金のご案内

特定化学物質障害防止規則等が改正され、2022年4月から、屋内で金属アーク溶接等作業を実施する事業者は、溶接ヒュームの濃度測定結果に応じ、換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じなければならないこととなりました。法令の適用を前に溶接ヒューム濃度の測定を行う事業者に、費用の一部を支援する「有害物ばく露防止対策補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

## 補助を受けることができる事業者

次の(1)～(3)すべてに該当する事業者が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用事業者		
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業者		
	業種		常時雇用する労働者数 <sup>※1</sup>
	小売業	小売業	50人以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複合サービス(例：協同組合)など	100人以下
	卸売業	卸売業	100人以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、運輸業など	300人以下	
		資本金または出資の総額 <sup>※1</sup>	
小売業			5,000万円以下
サービス業			5,000万円以下
卸売業			1億円以下
その他の業種			3億円以下
(3)	金属アーク溶接等を行う屋内作業場の溶接ヒューム濃度の測定を行う中小企業事業者		

※1 労働者数が資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業者となります。

## 補助の概要

補助対象	補助率	上限額
作業環境測定機関に委託する溶接ヒューム濃度の測定に要する経費	経費の1/2	1人あたり2万円 1作業場4万円

## 補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	補助金の算定方法
<ul style="list-style-type: none"><li>金属アーク溶接等作業中の労働者に試料採取機器(サンプラー及びポンプ)を装着させ、溶接ヒュームばく露量を測定する経費(デザイン及びサンプリングに要する経費)</li><li>採取された試料を吸光光度分析法、原子吸光分析又はこれと同等以上の性能を有する分析法による分析に要する経費</li><li>作業環境測定士の出張に要する経費</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>測定対象者1名当たり4万円 1作業場当たり最大2名分。</li><li>複数の作業場の測定をする場合でも上限は8万円。</li></ul>	1欄に掲げる経費と2欄に掲げる基準額とを比較し、少ない方の2分の1

## 補助金公募期間

第1期公募 令和3年7月1日～8月31日 補助金の予定枠 1億円  
第2期公募 令和3年10月1日～11月31日 補助金の予定枠 4千2百万円

- 第1期、第2期における補助金の予定枠を上回る申請があった場合、補助金交付規程の定める方法により、交付対象者を決定します。
- 補助金を申請できるのは、1事業場1回限りです。



厚生労働省



(公社) 全国労働衛生団体連合会 (全衛連)

## 交付申請に必要な書類 \*印の書類には所定の様式があります。

有害物ばく露防止対策補助金交付申請書 \* **本助成金は、測定の実施前に申請等が必要です。**

<添付書類>

1. ばく露測定に要する費用見積書 (写: 作業環境測定機関作成)
2. 事業場の概要書 \*
3. ばく露測定をする作業場所の見取り図
4. 確認書 \*

★ 内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

## 事業実績報告に必要な書類 \*印の書類には所定の様式があります。

作業環境測定実施結果報告書 \*

<添付書類>

1. ばく露測定結果報告書 (写: 作業環境測定機関作成)
2. 請求書兼納品書 (写)

## 申請手続の流れ

### 作業環境測定費用の見積

・作業環境測定機関\*に相談の上で測定費用の見積書を作成してもらってください。 \*溶接ヒューム(マンガン)の測定ができる機関(4号登録機関)

### 補助金交付申請

・補助金交付申請書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な添付書類を作成し、郵送または電子申請をしてください。

### 交付決定通知

・第1期、第2期の公募期間終了後概ね1か月以内に、交付決定(不決定)の通知が届きます。

### 測定の発注・測定実施

・交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を実施してもらいます。

※ **決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。**

### 測定結果報告

・報告書類を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し、郵送または電子報告してください。

### 補助金の受領

・指定の口座に補助金が振り込まれます。

測定結果を踏まえ、全体換気装置の風量の増加等を実施するなど、作業環境改善につなげてください。

## 申請窓口・相談窓口

全衛連 (補助金交付事務代行事業者)

申請書類等の入手

<http://www.zeneiren.or.jp>

相談等

TEL 03-6809-5855

(平日 午前9時30分~午後5時)

電子申請アドレス

[hojyokin@zeneiren.or.jp](mailto:hojyokin@zeneiren.or.jp)



全衛連では、金属アーク溶接等作業に関する改正法例への対応、補助金申請に関する各種相談にも対応しています。お気軽にご相談ください。

## 注意

- ▶ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です。**補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

# 災害発生状況

愛知労働局

## 愛知県の全産業死亡災害一覧 (令和3年6月9日現在)

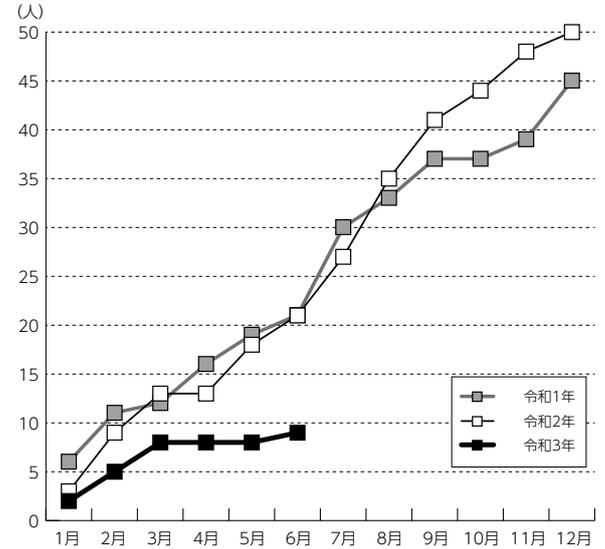
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R3.6.1. 11:50	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	事業場内において、輪転機にロール紙を補充していたところ、機械が稼働したため、はさまれて死亡した。		
	事業場規模 30~49名	業種 印刷・製本業	20代 作業員	経験 7年

## 愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和3年6月9日現在の速報値)

令和3年発生分 ※ ( )内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和3年 (速報値)	令和2年同時期 (速報値)	令和2年速報値
製 造 業	食料品製造業	6		11
	化学工業	1		3
	鉄鋼・非鉄金属	1		1
	金属製品			2
	一般・電気・輸送用	1		4
	その他	3		1
建 設 業	土木工事業	2	4 (1)	13 (2)
	建築工事業	2	1	5 (1)
	その他		1	4
	陸上貨物運送事業		5 (1)	7 (1)
商 業	卸売業		2 (1)	3 (1)
	小売業		2 (1)	2 (1)
	その他			1
清掃・と畜業		1	3	
上記以外の事業	1	2	13 (2)	
合 計		9	14 (3)	50 (6)

## 月別死亡災害発生状況積算グラフ



## 改正育児・介護休業法について

愛知労働局

本年6月、国会で改正育児・介護休業法が成立しました。この改正は、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするためのもので、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みを設けることや、育児休業を取得しやすい雇用環境を整備すること、更には、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置を義務付けることなどを目的としています。

主な改正の主なポイントは以下のとおりです。

- ① 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設
  - 子の出生後8週間以内に4週間まで育児休業を取得することが可能となります。
  - ア 休業の申出期限については、原則休業の2週間前までに短縮(現行1か月前)されます。
  - イ 休業は2回に分割して取得できます。
  - ウ 休業中の就業について、労働者の意に反したものでないよう、労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の合意した範囲内で、事前調整した上での就業が可能となります。
- ② 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別周知・意向確認措置の義務付け
  - ア 育児休業を取得しづらくなならないよう、事業主に対し、新制度及び現行育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が義務付けられます。具体的には、研修、相談窓口の設置等の複数の選択肢から選択することになります。
  - イ 労働者又は配偶者が妊娠又は出産した旨等を申し出たときに、労働者に対して新制度及び現行の育児休業制度等を周知し、制度取得の意向を確認することが義務づけられます。周知の方法は、面談での制度説明、書面等による制度の情報提供等複数の選択肢からいずれかを選択す

ることが予定されています。

- ③ 育児休業の分割取得
    - 育児休業(①の新制度以外のもの)について、分割して2回まで取得することが可能になります。保育所に入所できない等の理由により、休業を1歳以降に延長する場合に、各期間(1歳~1歳半、1歳半~2歳)途中でも休業の夫婦交代が可能(各期途中から取得可能となります。)となります。
  - ④ 育児休業取得状況の公表の義務付け
    - 常時雇用する労働者数が1,000人超の企業を対象に、育児休業取得状況について公表が義務付けられます。
  - ⑤ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
    - 「引き続き雇用された期間が1年以上」の要件について無期雇用労働者と同様の取扱いとなります(労使協定の締結により除外可)。
  - ⑥ 育児休業給付に関する所要の規定の整備
    - ア ①及び③の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定が整備されます。
    - イ 出産日のタイミングによって育児休業給付の受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例が設けられます。
- 施行日は、②及び⑤が令和4年(2022年)4月1日、④が令和5年(2023年)4月1日、①、③及び⑥については、政令で公布日から1年6月を超えない範囲で定めます。⑥イは同じく政令で公布日から3月を超えない範囲で定めます。
- 詳細は今後、厚生労働省令及び指針で示されます。改正法に対応した育児・介護休業既定のモデル例等の資料も今後作成されます。愛知労働局では秋以降、説明会等を実施する予定ですので、最新の情報は愛知労働局のホームページでご確認ください。

## 最近の労働法改正を分かり易く学ぶ無料セミナー 名古屋市公会堂で開催

当協会は、6月7日（月）、名古屋市公会堂4階ホールにおいて、14の地区労働基準協会と共催により無料セミナーを開催し、企業の労務担当者等約100名が受講されました。

会場は収容人員最大780名のところ、長机190台を使用しソーシャルディスタンスを十分に確保したほか、新型コロナウイルス感染防止対策に留意して、実施しました。

冒頭では、後援をいただいている愛知労働局の雇用環境・均等部長 中込 左和 氏より、ご挨拶をいただきました。

この無料セミナーは、働き方改革の柱となる労働法改正をわかりやすく学ぶものとして、労働基準協会の会員でない企業にも広く呼びかけを行いました。

また、セミナーの中ではイラストを多用した資料を用い、労働劇、労働クイズ、労働小話等を交え、学びやすいように工夫を凝らしました。



それぞれの講師より、次の内容で講演が行われました。

- 『労働トラブルの現状と防止のための労働基準協会の活動』  
～発生するとどうなるの？ どうやって防ぐの？～  
講師：一般社団法人 名北労働基準協会  
専務理事・事務局長 市之瀬 高司 氏



- 『非正規労働者をめぐる法改正の内容』  
～パートさんにも賞与が必要なの？ 退職金や諸手当は支払うの？～  
講師：朋労務コンサルタントオフィス  
所長 藤原 朋子 氏



- 『パワーハラスメント等防止をめぐる法改正の内容』  
～部下の指導、何がパワハラ？ 何が違うの？～  
講師：フローリッシュ社労士事務所  
所長 新美 智美 氏



- 『労働時間をめぐる法改正の内容』  
～どれだけ残業させられるの？ 有給は取らせないとダメなの？～  
講師：一般社団法人 名北労働基準協会  
専務理事・事務局長 市之瀬 高司 氏



このセミナーは、本年度10回の開催を予定しており、次回は7月20日（火）、刈谷市内で開催されます。

以降は、8月20日（西尾市）、9月14日（豊田市）、10月6日（一宮市）、11月4日（岡崎市）、11月22日（豊川市）、12月14日（半田市）、2月9日（瀬戸市）、3月（名古屋市）で開催されます。

詳細は、当協会ホームページ（<https://www.airouki.or.jp/training/>）をご確認ください。

# 技能講習等講習会予定表

	学 科		実 技						
	日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場	
フォークリフト運転 (31Hコース)	7月	2	ポーラ名古屋ビル	5.6.7	トヨタL&F白金	4.11.18	トヨタL&F北名古屋		
		2	豊川市文化会館	4.10.11	トピー工業				
		5	NSB東海	6.7.8	NSB東海	9.12.13	NSB東海		
		9	ポーラ名古屋ビル	12.13.14	トヨタL&F白金	14.15.16	NSB東海		
		9	トヨタ教育センター	10.11.12	トヨタ教育センター	17.18.19	トヨタ教育センター		
		28	NSB東海	29.30.8/2	NSB東海	8/3.4.5	NSB東海		
	8月	17	NSB東海	18.19.20	NSB東海	23.24.25	NSB東海		
		20	ポーラ名古屋ビル	23.24.25	トヨタL&F白金	22.29.9/5	水谷運輸倉庫		
		31	NSB東海	9/1.2.3	NSB東海	9/6.7.8	NSB東海		
	9月	1	豊川市文化会館	5.11.12	トピー工業				
		1	ポーラ名古屋ビル	2.3.6	トヨタL&F白金	5.12.19	トヨタL&F北名古屋		
		3	江南市民文化会館	5.12.19	稲葉製作所				
		3	トヨタ教育センター	4.5.6	トヨタ教育センター	11.12.13	トヨタ教育センター		
		8	NSB東海	9.10.13	NSB東海	14.15.16	NSB東海		
		16	ポーラ名古屋ビル	17.21.22	NSB東海	17.21.22	トヨタL&F白金		
30	NSB東海	10/4.5.6	NSB東海	10/7.8.12	NSB東海				

講習会	会 場	7月	8月	9月
ガス溶接 【学科1日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	1	4	22
	(実) トヨタ教育センター	3	7	25
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	8		
	(実) 名古屋高等専門学校	10		
	ポーラ名古屋ビル	(学) 5.6	(学) 2.3	(学) 15.16
		(実) 7	(実) 4	(実) 17
		(学) 7.8	(学) 18.19	
		(実) 9	(実) 20	
		(学) 14.15	(学) 23.24	
	(実) 16	(実) 25		
	(学) 28.29			
	(実) 30			
アイプラザ半田	(学) 2.3			
(実) 5or6				
江南市民文化会館			(学) 16.17	
(実) 24				
トヨタ教育センター	(学) 26.27			
(実) 29or30				
(学) 豊和工業		(学) 1.2		
(実) ポーラ名古屋ビル		(実) 3		
		(学) 8.9		
		(実) 10		
		(学) 28.29		
		(実) 30		
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	14.15	5.6	6.7
		19.20	16.17	23.24
	22.23			
	ポーラ (リモート)	22.23		6.7
	アイプラザ豊橋	26.27		7.8
	トヨタ教育センター	20.21	5.6	
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	5.6	5.6	1.2
		12.13	7.8	8.9
		19.20	16.17	10.11
		22.23	18.19	15.16
		28.29	23.24	20.21
			26.27	24.25
			28.29	
	ポーラ (リモート)	12.13	5.6	1.2
		19.20	7.8	8.9
		28.29	26.27	20.21
	名古屋市公会堂	20.21		28.29
		26.27		
				20.21
				30.10/1
江南市民文化会館	18.19			
	19.20			
			21.22	
	29.30		29.30	
			22.24	
	15.16	26.27		

講習会	会 場	7月	8月	9月	
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	西尾市文化会館	15.16			
	アイプラザ一宮			1.2	
	安城市民会館			7.8	
	名古屋国際会議場			29.30	
	27.28				
	プレス機械作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	26.27	2.3	2.3
		トヨタ教育センター	15.16		
	乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	1.2	30.31	8.9
					28.29
		豊川市文化会館	7.8		
勤労者支援センター				7.8	
刈谷商工会議所			9.10		
はい作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	26.27	30.31	22.23	
アイプラザ豊橋			18.19		
石綿作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	26.27	30.31	13.14	
鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		2.3		
シヨベルローダー等運転 【学科1日実技3.5日】	(学) 豊和工業		17		
	(実) ポリテックセンター		18.19.20.21or 24.25.26.27		
	(学) 豊和工業		31		
(実) ポリテックセンター		9/1.2.3.6or 9/7.8.9.10			
アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) ポーラ名古屋ビル			18.19	
	(実) 愛知製鋼			23	
自由研削といし取替・試運転 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	21		27	
機械研削といし取替 試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター	(学) 20			
(実) 21or22					
産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル		16.17	13.14	
	(実) 三菱電機		18or19or20	15or16or17	
(学) エイジエック	5.6				
(実) エイジエック	7or8or9				
石綿作業従事者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル			17	
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	16		30	
低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 1	(学) 26	(学) 13	
		(実) 2	(実) 27	(実) 14	
フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	8	18	15	
		21	25	20	
				27	
衛生推進者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	30			
	安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		23.24	
局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 12.13		(学) 21.22	
		(実) 14or15		(実) 23or24	
衛生管理者(一種)【学科4日】	市民会館			7.8.9.10	
エックス線作業主任者【学科4日】	名古屋市公会堂		23.24.30.31		

日付の■の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	7月	8月	9月
最近の労働法改正を分かり易く学ぶ無料セミナー	20 産業技術センター /刈谷市	20 西尾市文化会館	14 豊田商工会議所
危険予知訓練(KYT)1日研修会		19	

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。